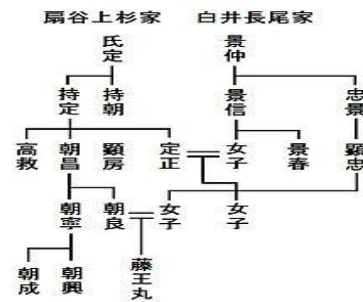


2018年5月号
FP 武蔵野グループ



島 信次 (CFP 認定者)

「ピンピンコロリ」願望の前に (パート ii)

1. はじめに

当メルマガの昨年4月号で

万が一に備え家族に文書で分かるようにしておくとい。とお伝えしましたが

「家系図」くらいは着手できてますか？

① 「エンディングノート」を作成する

- ・葬儀の形式や会場、連絡先等、
- ・本人やご両親の「原戸籍謄本」を取り寄せて「家系図」作成し
法定相続人がどうなっているか確認しておく

- ・財産目録の作成等
- ・日記や手帳、蔵書などの整理
- ・パソコンの記録やパスワード等

② 相続税の申告・納税は死亡後10か月以内と期限が短く現金の用意も必要となるので、

- ・相続対策各種
- ・「遺言書」の作成等

今号では ①40年振りの「相続関係法改正」②「都立霊園の今年募集」要領

③ 「エンディング産業展 2018」についてご案内いたします。

2. 40年振りの「相続関係法」改正：

今年2月の法制審議会総会で「民法（相続関係）等の改正に関する要綱案」が採択された。これは約40年振りとなる相続法の大きな見直しで、

社会情勢の変化等への対応であり、特に配偶者の生活に配慮がうかがえる。

改正法案は3月に閣議決定されており、今国会で決定されるべく提出されているが、

ご存知のようにエンドレスの「モリ・カケ」討議?で間に合うかどうか懸念される。
要綱案の概要は以下のとおり。

- ① 配偶者の居住権の創設（短期・長期）
- ② 遺産分割に関する見直し
 - ・配偶者保護のための方策
 - ・預貯金の仮払制度の創設
 - ・遺産分割前に処分された財産の扱い
- ③ 遺言制度に関する見直し
 - ・自筆証書遺言の方式緩和
 - ・自筆証書遺言の保管制度の創設
(原本を法務局に保管する。家裁の検認不要となる)
- ④ 遺留分制度に関する見直し
 - ・遺留分減殺請求の効力の見直し
 - ・義務の承継に関する見直し
- ⑤ 相続の効力等に関する見直し

3. 「都立霊園」今年度募集要領：

- ① 「多磨霊園」（1923年開設の日本最初の公園墓地）
- ② 「小平霊園」 ③ 「八王子霊園」 ④ 青山霊園
- ⑤ 「谷中霊園」 ⑥ 「八柱霊園」

http://www.tokyo-park.or.jp/reien/use/new_user/request.html

7月2日（月）～17日（火）申し込み受付、8月抽選

案内書・申込書：6月25日（月）都庁、各市役所、市政センターで配布

申込み資格要件：都内5年継続居住、未埋葬遺骨を管理中。

4. 「エンディング産業展 2018」：8月22日（水）、23日（木）、24日（金）

会場：東京ビッグサイト東7ホール

葬儀やお墓関係を中心に大規模な産業展で今年4回目となり、入場料2千円だが、事務局にメールかFAXで申し込めば無料招待券を送ってくれる。

当日「エンディングノート」をくれるテナントもある。

<http://www.ifcx.jp/visitor/>

以上